



# 鳥取県公報

令和3年6月29日（火）  
第9313号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	指定自立支援医療機関の指定（377）（障がい福祉課）・・・・・・・・・・ 2
	保安林の指定の解除予定（378）（森林づくり推進課）・・・・・・・・・・ 2
	採石法による採取計画の変更認可の公表（379）（西部総合事務所米子県土整備局）・・ 2
◇ 議会告示	鳥取県議会事務局組織規程の一部改正（4）（議事・法務政策課）・・・・・・・・・・ 2
◇ 公 告	農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請（経営支援課）・・・・・・・・・・ 3

# 告 示

## 鳥取県告示第377号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定に基づき、指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により次のとおり告示する。

令和3年6月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

開設者の氏名 又は名称	開設者の住所	指定自立支援医療 機関の名称	指定自立支援医療 機関の所在地	自立支援医療 の種類	指定年月日
有限会社増谷 信一郎商店	米子市両三柳 2054-1	調剤薬局ユース	米子市東福原六丁 目1-2	育成医療 更生医療	令和3年6月18日

## 鳥取県告示第378号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和3年6月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所  
八頭郡智頭町大字山根字榎木谷737の8
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 解除の理由  
道路用地とするため

## 鳥取県告示第379号

採石法（昭和25年法律第291号）第33条の5第1項の規定に基づき、採取計画の変更の認可をしたので、鳥取県採石条例（平成15年鳥取県条例第72号）第13条の規定により次のとおり公表する。

令和3年6月29日

鳥取県西部総合事務所長 吉 村 文 宏

名称及び代 表者の氏名	主たる事 務所の所 在 地	採石場の所在 地及び面積	採取の期間	認可の内容			認可年月日
				変更事項	変更前の内 容	変更後の内 容	
株式会社大 協組 代表取締役 小山 典久	米子市蚊 屋 235 - 2	西伯郡伯耆町 谷川字大谷 988-1外9 筆（259,379 平方メー トル）	令和元年12 月9日から 令和6年11 月7日まで	掘削区域 の面積	59,595平方 メートル	56,694平方 メートル	令和3年6 月17日
				採取をす る岩石の 数量	776,584立 方メートル	580,570立 方メートル	
				緑化面積	55,255平方 メートル	52,118平方 メートル	
				廃土堆積 予定量	50,784立方 メートル	69,825立方 メートル	

# 議 会 告 示

## 鳥取県議会告示第4号

鳥取県議会事務局組織規程（平成7年鳥取県議会告示第1号）の一部を次のように改正する。

令和3年6月29日

鳥取県議会議長 内 田 博 長

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(各課及び室の分掌事務) 第3条 各課及び室においては、次の事務をつかさどる。 総務課・調査課 略 議事・法務政策課 (1)～(4) 略 <u>(5) 政策条例等検討委員会に関すること。</u> (6) 略 (7) 略 (8) 略 (9) 略 (10) 略 (11) 略 (12) 略 (13) 略 (14) 略 (15) 略 (16) 略 (17) 略 図書室 略	(各課及び室の分掌事務) 第3条 各課及び室においては、次の事務をつかさどる。 総務課・調査課 略 議事・法務政策課 (1)～(4) 略 (5) 略 (6) 略 (7) 略 (8) 略 (9) 略 (10) 略 (11) 略 (12) 略 (13) 略 (14) 略 (15) 略 (16) 略 図書室 略

附 則

この告示は、令和3年6月29日から施行する。

## 公 告

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項の規定により、公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構から農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に関し裁定の申請があったので、同条第2項において読み替えて準用する同法第38条第1項の規定により公告する。

令和3年6月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

農地の所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
米子市古豊千字大井手東1472-1	田	784
米子市古豊千字大井手東1472-2		330

2 申請に係る農地の利用の現況

農地の所有者が死亡しており、当該農地について耕作の事業に従事する者が不在となっている。

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構から借受希望者に農地を貸し付ける。

4 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額及びその支払の方法

農地の区分	利用権の 始期	存続 期間	借賃に相当する補償 金の額（円／年）	補償金の支払の方法
米子市古豊千字大井手東1472-1	令和3年 11月	10年	1,568	農地を利用する権利の始期 までに鳥取地方法務局米子 支局に供託する。
米子市古豊千字大井手東1472-2			660	

## 5 意見書の提出

申請に係る農地の所有者等は、知事に意見書を提出することができる。

## (1) 提出期限

令和3年7月13日

## (2) 提出先

鳥取県農林水産部農業振興監経営支援課（鳥取市東町一丁目220）

## (3) 記載事項

ア 意見書の提出者の氏名及び住所

イ 意見書の提出者の有する権利の種類及び内容

ウ 意見書の提出者の申請に係る農地の利用の状況及び利用計画

エ 意見書の提出者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していない理由

オ 意見の趣旨及びその理由

カ その他参考となるべき事項